

次のように制限付き一般競争入札を行うので、静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13号）第34条の規定に基づき公告する。

令和5年3月24日

静岡県知事 川勝平太

1 入札執行者

静岡県下田土木事務所長 戸塚 博文

2 担当部局

〒415-0016 静岡県下田市中531-1

静岡県下田土木事務所総務課

電話番号 0558-24-2103

3 競争入札に付する事項

- | | |
|---------------|--|
| (1) 入札番号 | 下土第1号 |
| (2) 業務名 | 令和5年度 岩殿水位計賃貸借契約 |
| (3) 業務場所 | 賀茂郡南伊豆町石井地先 |
| (4) 賃貸借物品及び数量 | 水晶式水位計（代替機器） 1台
水晶式水位計（新品） 1台
屋外用端子盤 1台
水位計変換器 1台 |
| (4) 賃貸物品の特質等 | 仕様書による。 |
| (5) 期間 | 令和5年5月1日から令和6年3月31日 |
| (6) 入札方法 | 総価による。 |

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する額を入札書に記載すること。

4 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 静岡県における建設工事競争入札参加資格において、電気通信工事について競争入札参加資格を有する者又は新たに競争入札参加資格の審査を受けて参加資格を認められた者であること。
- (3) 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条の規定に基づき、電気通信工事業に係る一般又は特定建設業の許可を受けている者であること。静岡県内に法第3条第1項に規定する営業所を有する者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開

始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

- (5) 入札参加資格確認申請書の提出期限の日から落札決定の時までの期間に、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱（平成元年8月29日付け管第324号）に基づく入札参加停止を受けていないこと。
- (6) 平成19年4月1日以降に完成し引渡し済んでいる、国、地方公共団体又は特殊法人等が発注した、ダム、河川、用排水路施設における遠隔監視制御又は情報処理設備工事を元請として施工した実績を有すること。（ただし、新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置の実施に伴い、工期を延長した工事と確認ができるものであって延長前の工期を既に経過しているものについては、この限りでない。）また、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20パーセント以上のものに限る。なお、静岡県発注工事での施工経験に係る工事成績評定が64点以下の場合は同種工事の経験として認めない。
- (7) 次のアからキのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
 - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

5 入札者に求められる義務

- (1) 納入する物品について、仕様書に示す特質等を有すること。
- (2) 物品の納入後、修理、点検その他アフターサービスを納入先の求めに応じ速やかに提供できるよう、メンテナンス体制が整備されていること。

6 仕様書及び入札説明書の交付期間、交付場所及び交付方法

(1) 交付期間

公告の日から令和5年3月31日（金）までの日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。

(2) 交付場所

〒415-0016 静岡県下田市中531-1
静岡県下田土木事務所総務課
電話番号 0558-24-2103

(3) 交付方法

無償交付で直接行うものとする。

7 入札参加資格確認資料の提出

入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す方法により入札参加資格確認資料を令和5年3月31日（金）午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に入札説明書の交付場所に提出すること。

8 入札手続等

(1) 入札執行日時

令和5年4月13日（木）午後1時30分

(2) 入札の場所

〒415-0016 静岡県下田市中531-1
静岡県下田総合庁舎 2階第5会議室

(3) 入札方法

入札書は持参するものとし、郵送又は電送による入札は認めない。

(4) 入札保証金及び契約保証金

免除

(5) 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件等に違反した者のした入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約書作成の要否

要

9 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 詳細は入札説明書による。